

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレター（第 72 回）をお届けいたします。

本ニュースレターについて、[ニュースレターの内容に関するご質問](#)、[その他のご意見やご要望](#)などがございましたら、遠慮なくご連絡いただければと存じます。

2021 年 5 月 クレイトン・ユッツ法律事務所 加納寛之

## 今月の主要トピック：

[Japan Practice 紹介サイト](#)

### 職場における勤務の条件としてワクチン接種を義務付けることの可否



Covid-19 が蔓延し、その予防および対応策の強化が急務となっている昨今、Covid-19 ワクチン接種の義務化に関する議論がますます注目を浴びています。従業員に対するワクチン接種の義務化という問題は、インフルエンザワクチンの場面でも議論される問題です。

本稿は、従業員に対するインフルエンザワクチン接種の義務化が許容されるかという点につき、（1）2021 年 4 月 20 日に判断が下されたフェアワーク委員会の決定（Barber v Goodstart Early Learning [2021] FWC 2156）の事案の概要、（2）フェアワーク委員会の下した決定内容、および（3）その決定においてフェアワーク委員会が考慮した事項の内容を紹介した上で、職場における勤務の条件として Covid-19 ワクチンの接種を義務付けることの可否について考察します。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

## その他の注目のトピック

### 不公平契約条項——一方的な契約内容変更条項について（消費者法）

相手方の合意なしに契約内容を一方的に変更できるとする契約内容変更条項は、消費者法上、不公平契約条項（unfair contract terms）に該当すると判断され、無効とされる可能性があります。例えば、契約上、商品やサービス内容、またはこれらの価格を相手方の合意なしに変更できるとするような条項は、変更内容について事前に十分な通知を行い、かつ、違約金なしに契約を解約できる権利を消費者に付与していなければ、不公平契約条項と判断されるリスクがあります。更に、消費者が契約締結のために事前に多額の費用を負担し、これが契約の早期解約によって無駄になるような場合には、違約金なしに解約できる権利を付与していても、不公平な状態が解消されていないと判断されるリスクがあります。

本稿においては、契約内容変更条項が不公平契約条項として無効とされるリスクについて、近時の裁判例における視点を紹介しつつ、このような条項を定めるにあたって注意すべき点について解説します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

### ワクチンの登録について（Covid-19）

ワクチンが豪州内で利用できるようになるためには、様々なプロセスを経る必要があります。Covid-19 に対するワクチン接種プログラムは、2021年2月22日に開始され、現在、豪州における使用に必要な要件を満たすとして、2つのワクチン（ファイザー、アストラゼネカ）の仮登録が完了し、その利用が開始されています。

本稿では、豪州においてワクチン使用が認められるために必要となる手続きの概要、Covid-19 ワクチンについて考えられる製品の安全性や製造責任の問題について紹介します。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

### オーストラリア会社法概説 〔第2版〕（2019）



加納弁護士の著作である「オーストラリア会社法概説」の第2版が出版されています。第2版は、2014年の初版刊行以降になされた、日系企業のオーストラリア投資や事業活動に大きな影響を与える主要な法改正等を反映しています。本書のご購入を希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

## 職場調査の重要事項：弁護士秘匿特権（Legal professional privilege）（労働法）

弁護士秘匿特権（Legal professional privilege）とは、弁護士と依頼者との間で行われた法律相談事項や内容などについて、開示の要請があったとしても、それを拒むことができる権利のことを指します。

豪州では、他の英米法系の国々と同様、裁判における証拠の偏在の問題を是正するため、当事者が裁判上の争点に関係する証拠を全て裁判所や訴訟の相手方に開示することを義務付けるディスクロージャーという制度があります。この制度の例外として、弁護士秘匿特権が付いた書類等は、開示の対象から特別に除外されることになります。しかしながら、職場で問題が生じた場合に必要となる職場調査を外部の法律事務所に委託した結果、弁護士によって調査レポートが作成された場合、必ずしも弁護士秘匿特権が及ぶとは限りません。

本稿では、弁護士秘匿特権の内容を説明しつつ、弁護士秘匿特権の適用の可否が争われた紛争についてのフェアワーク委員会の決定を紹介し、弁護士秘匿特権が職場調査レポートに適用される場面について検討します。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

## 発注書の発行と債務の承認（契約法）

商取引において、請求書を受領した後、請求書を受領したことを単に確認する意図で、請求書に対応する発注書を発行する実務上の取り扱いが行われているケースが散見されます。このようなケースでは、かかる実務上の事務的な取り扱いについて、その法的な意味合いが深く考えられていないように思われます。しかし、後日になって債務の額やその有無について争いが生じた場合、請求書やそれに対応する発注書の記載内容が予期せぬ形で不利に働くケースがあります。

本稿では、請求書受領後にそれに対応する発注書が発行されたものの、その債務額自体について争いが発生した裁判例を紹介し、発注書を発行する上での注意点について解説します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

## 今後のセミナー等の予定

### 2021 年の外国投資規制改正と FIRB 承認申請手続の実務と近時の傾向（2021 年 6 月 22 日）

加納弁護士が、2021 年 6 月 22 日に、ウェビナー形式にて「2021 年の外国投資規制改正と FIRB 承認申請手続の実務と近時の傾向」をテーマに、講演を行います（メルボルン日本商工会議所との共催）。取り上げるトピックは以下を予定しています。

- ▶ 外国投資規制の主要な改正点
- ▶ 改正前後の FIRB の対応状況
- ▶ 改正後の申請案件についてのケーススタディー
- ▶ 今後の見通しと実務上の注意点

### 豪州の不動産投資と資金調達（東京）

加納弁護士がパネリストとして参加する予定であった第 4 回 IBA アジアを基盤とする国際金融法会議（4th IBA Asia-based International Financial Law Conference）はコロナの影響で当面延期されることとなりました。同会議では、「不動産投資と資金調達」のテーマで、豪州で不動産投資を行う場合に生じる法的問題、一般的な投資ストラクチャー、資金調達の方法、クロスボーダー投資を行う際に生じる論点等について解説する予定です。

## 最近行われたセミナーのご報告

### オーストラリア外国投資規制の変更（改正案第 2 段のポイント） （2020 年 10 月 20 日、オンライン）

加納弁護士と山浦弁護士が、2020 年 10 月 20 日に、「オーストラリア外国投資規制の変更（改正案第 2 段のポイント）」をテーマに講演（ジェットロ・シドニー事務所と共催）を行い、改正案第 2 段で公表された、国家の安全に関連する投資の除外証明、政府系投資ファンドによる投資の承認要件の緩和、手数料体系の改正等について解説しました。講演で使用した資料はこちらの[リンク](#)先からダウンロードできます。講演の録画は、こちらの[ウェブページ](#)でご覧いただけます。

## 外国投資規制の変更（2020年8月25日、9月17日、オンライン）

加納弁護士と山浦弁護士が、2020年8月25日に、「外国投資規制の変更」をテーマに講演（西豪州日本人会商工部会と共催）を行い、外国投資規制の主要な改正点と今後オーストラリアに投資する企業が特に留意すべき事項について解説しました。講演で使用した資料はこちらの[リンク](#)先から無料でダウンロードすることができます。また、講演の録画は、こちらの[ウェブページ](#)にてご覧いただけます。また、加納弁護士と山浦弁護士が、2020年9月17日に、ジエトロ・シドニー事務所主催のウェビナーにおいて、同じテーマで講演を行いました。

## COVID19の影響を受けた事業を支援する豪州政府の政策（2020年5月29日、オンライン）

加納弁護士が、2020年5月29日に、「COVID19の影響を受けた事業を支援する豪州政府の政策」をテーマに講演（ブリスベン日本商工会議所主催 2020年度第1回オンライン勉強会）を行いました。新型コロナウイルスによって打撃を受けた企業を救済するための二つの立法について、制度の概要と実務上の留意点等について解説しました。講演で使用した資料はこちらの[リンク](#)先からダウンロードできます。

## 最近の出版物等

### 『オーストラリア会社法概説』〔第2版〕（2019）

加納弁護士の著作である「オーストラリア会社法概説」の第2版が出版されています。第2版では、2014年の初版刊行以降になされた、日系企業のオーストラリア投資や事業活動に大きな影響を与える主要な法改正等（2019年時点）を反映しています。本書のご購入を希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

### 『オーストラリアにおけるビジネス展開』（2019）

本稿は、オーストラリアにおいて事業機会を求める投資家や事業者のために作成されたものであり、対オーストラリア投資を成功に導くために知っておいた方がよい法律や規制を網羅し、その概要について紹介する最新版の冊子です。本稿はこちらの[リンク](#)先から無料でダウンロードできます。ウェブページ版は[こちら](#)です。

## 『日本企業によるオーストラリアへの投資の状況と留意点』（2020）

加納弁護士が、昨今のコロナ危機を踏まえた日本企業による豪州への投資の状況と投資後に留意すべき点を説明した、短い日本語のご案内ムービーです。本動画は、こちらの[リンク](#)からご視聴いただけます。

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレターは、豪州法の最新トピックの概要について、本ニュースレター作成時点の情報に基づく一般的な情報提供を行うことのみを意図しています。本ニュースレターは、個別案件に関する法的アドバイスを構成するものではありませんので、ご注意ください。個別案件については、個別の事実関係に照らした具体的な分析と検討が必要になります。なお、掲載されている弁護士は、オーストラリアのすべての州又は準州で弁護士資格を有しているとは限りません。

## 連絡先

ニュースレターの内容に関するご質問、その他のご意見や掲載トピックについてのご希望などがございましたら、ジャパン・プラクティス・グループの下記のメンバーまでお気軽にご連絡ください。日本語でのお電話でのお問い合わせは、+61-(0)7-3292-7599（大竹）までご連絡ください。



パートナー 加納寛之  
メール：[hkano@claytonutz.com](mailto:hkano@claytonutz.com)



シニアアソシエイト 山浦茂樹  
メール：[syamaura@claytonutz.com](mailto:syamaura@claytonutz.com)



シニアアソシエイト Jessica Lee  
メール：[jeslee@claytonutz.com](mailto:jeslee@claytonutz.com)



ロイヤー 藤崎信吾  
（日本に出向中）



ロイヤー 嶋田雅  
メール：[mshimada@claytonutz.com](mailto:mshimada@claytonutz.com)



ロークラーク 高木大輔  
（日本法弁護士・日本から出向中）  
メール：[dtakagi@claytonutz.com](mailto:dtakagi@claytonutz.com)



エグゼクティブ・アシスタント  
大竹佳代子  
メール：[kotake@claytonutz.com](mailto:kotake@claytonutz.com)